

諮問庁：公安審査委員会委員長

諮問日：平成16年3月29日（平成16年（行情）諮問第170号）

答申日：平成16年9月10日（平成16年度（行情）答申第231号）

事件名：公安審査委員会が観察処分の期間の更新の決定を行った特定宗教団体に対する審査請求から決定までの規制処分審査記録のうち審査会議録等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づき、平成15年1月23日付けで公安審査委員会が観察処分の期間の更新の決定を行った「特定個人を教祖・創始者とする特定宗教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」（以下「本件団体」という。）に対する審査請求から決定までの規制処分審査事件記録のうち審査会議録並びに別紙1及び別紙2の文書名欄記載の各文書（以下、これらの文書を併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部又は一部を不開示とした各決定については、別紙3の部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」又は「法」という。）3条の規定に基づき、公安審査委員会委員長に対して開示請求がされた下記（1）記載の行政文書について、同委員会委員長が、公安調査庁提出に係る文書につき同庁長官に移送し、本件対象文書につき下記（2）ないし（4）の各決定（以下「本件決定」という。）を行ったことについて、本件決定を取り消し、不開示部分の開示を求めるといふものである。

#### (1) 開示請求の対象とされた文書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、平成15年1月23日付けで公安審査委員会が観察処分の期間の更新の決定を行った本件団体に対する審査請求から決定までの規制処分審査事件記録

#### (2) 平成15年4月2日付け公安審第30号決定

審査会議録につき、全部不開示としたもの。

#### (3) 平成15年7月29日付け公安審第51号決定

別紙 1 記載の意見書 2 通及び証拠説明書 5 通（以下「文書 1 - 1」ないし「文書 1 - 7」という。）について、別紙 1「不開示とした部分」記載の部分を開示としたもの

(4) 平成 15 年 7 月 29 日付け公安審第 52 号決定

別紙 2 記載の証拠書類等 305 通（以下「文書 2 - 1」ないし「文書 2 - 305」という。）を、不開示としたもの。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 30 号決定について

法は、6 条において部分開示を、7 条において公益上の理由による裁量的開示をそれぞれ規定しているのであり、それらの規定の適用の可能性を一顧だにすることなく全部不開示としたことは、明らかに裁量権の逸脱濫用である。

よって、たとえ部分的にせよ、開示されなければならない。

(2) 51 号決定について

ア 意見書（1）の別紙部分について

当該別紙部分は、意見書（1）の本文から推測するに、総括報告書への認否及び反論であると思われる。これについて、意見書（1）は、請求者は、証番号 1 として総括報告書を提出しているが、同書面は証拠として提出されているものの、その実質は請求者の総括的な主張である、そこで、これについては、別紙総括報告書への認否及び反論を対照表の形で作成したので、これを参照されたいと述べている。

意見書（1）の本文は、意見書（2）及び計 6 通の証拠説明書と共に平成 15 年 1 月 23 日付けの決定書に別添 2 - 1 及び別添 2 - 2 として添付されているところ、同決定書は、添付部分を含めて平成 15 年 4 月 2 日付けの公安審査委員会による行政文書開示決定（公安審第 29 号）によりすでに開示済みであり、かつ、平成 15 年 1 月 29 日付けの官報公示によりそれ以前からすでに公になっていたものである。このように決定書本文以外に被請求団体ないし被処分団体の主張が公にされているのは、国民の基本的な人権に重大な関係を有する（団体規制法 2 条）団体規制法の適用に当たって、被請求団体ないし被処分団体の言い分を広く国民の前に明らかにした上で決定を下すことにより行政当局としての説明責任を果たそうとしたものと思われ、それは極めて適切な判断である。

そうであるならば、上記のような位置付けを被請求団体によって与えられている総括報告書への認否及び反論は、形式上は別紙の形を採って

いるとは言え、その実質においては意見書（１）の本文に準ずるものとして取り扱われるべきであり、意見書（１）の本文及び意見書（２）と同じく公にされてしかるべきものである。その上で、個別の記載事項についてあるいは団体のプライバシーにわたる部分もあるかも知れないが、そうした部分は個別に墨塗り等によって不開示にすればよいのであって、別紙部分全体を不開示とするのは裁量権の逸脱濫用である。

#### イ 印影について

５１号決定において部分開示されることになった行政文書は、上記のようにいずれも決定書に添付されていたものであるところ、決定書の開示決定の際には不開示部分はなく、添付書類における印影部分も含めてすでに問題なく開示されている。なお、添付に当たっては改めて活字を組み直したりはせず、元々の文書のハードコピーがそのまま添付されているようである。ある行政文書への添付書類としてではなく元々の行政文書として開示される段になって初めて不開示部分が発生するというのは極めて不可解と言うほかなく、行政の一貫性に欠ける。

また、実質的に見ても、暗証番号やパスワードなどと異なり、社会生活を営む上で本人であることの証明として不特定多数に対して提出されることの多い印鑑の印影が、公にすることにより、当該個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるなどとして、法５条２号イに該当するとの説明は、極めて理解に苦しむものであり、裁量権の逸脱濫用である。

#### ウ 結論

よって、５１号決定が挙げる理由はいずれも誤りであるから、同決定のうち不開示部分を取り消し、開示を行うとの決定を求める。

### (3) ５２号決定について

#### ア 総論

５２号決定に係る行政文書は例外なく全部不開示とされているが、法６条の部分開示の規定及び７条の公益上の理由による裁量開示の規定の適用の可能性について一顧だにしていない点において、明らかに裁量権の逸脱濫用である。特に５２号決定に係る計３０５件の行政文書のうち番号１４ないし３０５は、平成１５年１月２３日付けの公安審査委員会決定に係る被請求団体提出の証拠書類等であるところ、５２号決定に添付された別紙行政文書一覧表（不開示文書）において行政文書ごとに不開示の理由が記されているものの、それぞれの行政文書の名称より容易に推測され得る各行政文書ごとの性質に応じて極めて画一的・機械的に理由なるものが掲げられているのみであって、法１１条の開示決定等の

期限の特例の規定を適用したにもかかわらず、それぞれの行政文書ごとに実地に検分した上で決定を下したものであるのかとの疑念すら抱かせるものである。

#### イ 委任状について

番号3について、二つの不開示理由が挙げられているが、当該行政文書の名称は「委任状」であるところ、あるいは的外れかも知れないが、以下、被請求団体の代理人選任に係る文書であることを前提として論じることとする。

52号決定は、団体規制法に基づく観察処分の期間の更新決定に関するものであるところ、当該決定の元となった観察処分決定に対しても異議申立人は公安審査委員会委員長に対し法に基づく開示請求を行っており、平成13年7月31日付けの行政文書開示決定（公安審第55号）によって、特定個人及び弁護士についての委任状がそれぞれ不開示部分を含むものの開示されている。しかるに今回は全部不開示というのでは、行政の一貫性に欠ける。

また、実質的に見ても、委任者が特定個人であり、受任者が特定の弁護士3名であることは、すでに開示された官報公示もされている平成15年1月23日付けの決定書から明らかであるので、法5条1号であれ2号であれ、不開示理由には該当しないはずである。

よって、あるいは不開示部分を含む可能性があるにせよ、そうした部分は個別に墨塗り等によって不開示にすればよいのであって、当該行政文書について全部不開示とするのは裁量権の逸脱濫用である。

#### ウ 意見書（3）等について

番号5について、二つの不開示理由が挙げられているが、当該行政文書の名称は意見書（3）であるところ、あるいは的外れかも知れないが、以下、被請求団体提出の意見書（1）及び意見書（2）に続くものであることを前提として論ずることとする。

意見書（1）の本文及び意見書（2）は、計6通の証拠説明書とともに決定書別添2-1及び別添2-2として添付されているところ、同決定書は添付部分を含めて平成15年4月2日付けの処分庁による行政文書開示決定（公安審第29号）によりすでに開示済みであり、かつ、平成15年1月29日付けの官報公示によりそれ以前からすでに公になっていたものである。このように決定書本文以外に被請求団体ないし被処分団体の主張が公にされているのは、国民の基本的な人権に重大な関係を有する（団体規制法2条）団体規制法の適用に当たって、被請求団体ないし被処分団体の言い分を広く国民の前に明らかにした上で決定を下す

ことにより行政当局としての説明責任を果たそうとしたものと思われ、それは極めて適切な判断である。

そうであるならば、意見書（３）についても、意見書（１）の本文及び意見書（２）と同じく公にされてしかるべきものである。その上で、個別の記載事項についてあるいは団体のプライバシーにわたる部分もあるかも知れないが、そうした部分は個別に墨塗り等によって不開示にすればよいのであって、当該行政文書について全部不開示とするのは裁量権の逸脱濫用である。

また、同様のことは、異議申立人としては名称から文書の性質を判断するしかないものの、全く同様に２つの不開示理由が挙げられている番号４，６，７，１０ないし１３についてもおそらく言えることである。

さらに、文書番号８及び９については、上記２つの不開示理由に加えて個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号に該当するとの不開示理由も挙げられているが、この場合にあっても、個別の記載事項について個人のプライバシーにわたる部分があれば、その部分のみ個別に墨塗り等によって不開示にすればよいのであって、当該行政文書について全部不開示とするのは裁量権の逸脱濫用である。

## エ 被請求団体提出に係る証拠について

番号１４ないし３０５は被請求団体提出に係る証拠書類等であるが、それらのうち、訴訟に関する書類と称する番号５２ないし５８，６５，６６，１６６を除いて、すべての行政文書について、法５条６号に該当するとの不開示理由が挙げられている。

たしかに、被請求団体としてはできれば秘密にしておきたいが、しかし、観察処分の期間の更新の適用を免れるため公務員の守秘義務を信頼してやむを得ず提出した証拠というものもあるであろうし、その部分に限って不開示となるのも理解できなくはない。

しかしながら、不開示情報が含まれているかどうかについて個別に判断することなく、被請求団体提出に係る証拠であることのみをもって、一律に全部不開示とすることは到底許されるものではない。

特に、不開示理由として法５条６号しか挙げられていない行政文書のうち番号１５４，１５５，２１８は通信社の配信ニュース、番号１８，６４，６７，６８，１３８，１５１，１５２，１５９，１６１，１６４，１８７ないし１８９，２０８，２１１，２１７，２２５，２６０，２６８，２７３，２７９は新聞記事、番号５９ないし６１，８８，１５３，２６３ないし２６５，２８０，２９３，２９８は雑誌記事、番号８１，

82, 89, 117, 160, 269ないし271, 274, 275, 301ないし305は書籍, 番号90, 91, 115, 116, 257, 258はテレビ番組の内容, 番号127はNPO法人広報誌, 番号156は政治家の機関誌, 番号85, 143は被請求団体による非構成員が対象のパンフレット, 番号121, 122は被請求団体によるマスコミを通じた声明文, 番号142は被請求団体による地域住民への情報提供であり, およそ不開示とすることに何ら実質的な理由を見いだすことができない。観察処分取消訴訟判決との名称である番号14, 住民票訴訟判決との名称である番号145, 146, 148, 199, 明渡訴訟判決との名称である番号147, 損害賠償請求訴訟判決との名称である番号149, 判決(住民票訴訟)との名称である番号261, 判決(転入届訴訟)との名称である番号262も, 訴訟に関する書類とはされていないことから, 判例時報等の雑誌記事又は被請求団体のホームページの内容と思われるところ, 同様である。破防法棄却決定との名称である番号278についても, 官報公示されていることから, 同様である。

#### オ 訴訟に関する書類と称する行政文書について

番号1, 2, 52ないし58, 65, 66, 166について, 訴訟に関する書類であって刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)53条の2により, 法の適用がないとの不開示理由が挙げられている。

確かに, 刑訴法53条の2においては, 訴訟に関する書類及び押収物については, 法の規定は適用しないとの規定が見られる。しかしながら, この規定は, 訴訟に関する書類及び押収物を当然に保管している検察庁を開示請求先とする場合には, 法ではなく刑事確定訴訟記録法の規定によることを定めているにすぎないのであって, 何らかの事情により検察庁以外の行政機関がそれらと同一内容の情報が記された行政文書を保有する場合において, 当該行政機関を開示請求先とする場合には, 当然法が適用される。公安審査委員会は言うまでもなく検察庁とは別の行政機関である。さらに, 上記文書のうち, 文書作成の経緯が異議申立人には不明である番号1及び2を除くものは, 直接的には公安審査委員会が被請求団体から入手したものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 公安審査委員会の組織運営等

##### (1) 公安審査委員会の設置の趣旨

破壊活動防止法(以下「破防法」という。)は, 団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めることにより, 団体規制法は, 団体の活動として役職員又は構成員が無差別大量殺人

行為を行った団体につき，その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めることにより，いずれも公共の安全の確保に寄与することを目的として定められた（破防法 1 条，団体規制法 1 条）。

公安審査委員会は，公安審査委員会設置法により，国家行政組織法 3 条 2 項の規定に基づいて，破防法及び団体規制法の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務として（公安審査委員会設置法 1 条の 3），法務省の外局として設置された（同法 1 条の 2）。

## (2) 公安審査委員会の組織及び運営

公安審査委員会は，委員長及び委員 6 名をもって組織され（公安審査委員会設置法 4 条），委員長及び委員は，人格が高潔であって，団体の規制に関し公正な判断をすることができ，かつ，法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから，両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するが（同法 5 条 1 項），3 人以上が同一の政党に属する者となることとなってはならず（同条 4 項），罷免事由の限定等により身分保障がされている（同法 7 条，8 条，9 条）。また，委員長及び委員は，独立してその職権を行い（同法 3 条），委員会は，委員長及び 3 人以上の委員の出席がなければ，会議を開き，議決することができず，委員会の議事は，原則として，出席者の過半数をもって決する（同法 11 条 1 項，2 項）。

## 2 公安審査委員会の任務等

### (1) 団体規制法の規制処分の内容

公安審査委員会は，団体規制法に基づき，その団体の構成員等が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が，当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があることなどの一定の要件に該当し，その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には，当該団体に対し，公安調査庁長官の観察に付する処分（観察処分）を行うことができ（団体規制法 5 条 1 項），観察処分を受けた団体が上記の一定の要件に該当する場合であって引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは，その期間を更新することができる（同法 5 条 4 項）。

### (2) 団体規制法に基づく規制処分の審査手続

公安調査庁長官は，公安審査委員会に，処分請求書を提出して規制処分を請求する（団体規制法 15 条 1 項）。処分請求書には，請求に係る処分内容及び根拠となる法令の条項，請求の原因となる事実その他法令で定める事項（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に

基づく規制措置の手續等に関する規則（以下「手續規則」という。）2条）を記載し、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならず（同法15条2項）、また、請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等については、証明すべき事実との関係を明らかにした書類を添付しなければならない（同規則4条）。

公安審査委員会は、当該団体に対して、公開の意見聴取を行った上で（団体規制法16条）、処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、決定をしなければならない（同法22条1項）。

観察処分の期間更新請求の場合の手續は、公開の意見聴取が不要である点を除き、ほぼ同様である。公安調査庁長官は、公安審査委員会に、更新請求書を提出して期間の更新を請求する（団体規制法26条1項）。更新請求書には、更新が予定される処分内容及び更新の根拠となる法令の条項、更新の理由となる事実その他法令で定める事項（手續規則2条）を記載し、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならず（同法26条2項）、また、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等については、証明すべき事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない（同規則4条）。

公安審査委員会は、更新請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見書及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、決定をしなければならない（団体規制法26条2項で準用する同法22条1項）。

### 3 本件対象文書についての検討

本件対象文書は、公安審査委員会が、上記のとおり団体規制法上の観察処分の期間更新請求を審査した上で決定に至るまでに作成しあるいは取得した文書であり、その内容は多岐にわたるが、不開示理由の概要は、以下のとおりである。

#### (1) 法5条2号イ該当性

公安審査委員会は、被請求団体や同団体構成員の無差別大量殺人行為に向けられた活動の有無などを審査するために、被請求団体構成員の特定及びその活動状況、活動の拠点となる場所の特定とその範囲、被請求団体主催の会合や行事の実施状況等、被請求団体の活動内容全般について、公安調査庁及び被請求団体から意見を聴取するとともに証拠書類等の提出を受けた。

したがって、本件対象文書には、被請求団体の活動拠点とその活動状況及び被請求団体構成員の生活状況等が記載されているところ、被請求団体は過去に一連の犯罪行為を組織的に行い、これらの事件の一部については

被請求団体代表者をはじめとする同団体構成員複数を被告人とする刑事裁判が進行中で、被請求団体及び同団体構成員の動向が報道される機会がまだまだ少なくないなど、一般国民が被請求団体に対して恐怖感・不安感を抱いている状況にあるから、本件対象文書を開示して被請求団体の活動拠点とその活動状況及び被請求団体構成員の生活状況等が公になれば、その周辺住民が被請求団体をその地域から排除しあるいは被請求団体構成員が転入するのを阻止すべく反対運動を展開し地方自治体に働き掛けるなどして、被請求団体の自由な活動等が困難となるおそれがあるので、被請求団体に関する情報であって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

(2) 法5条4号該当性

公安審査委員会の委員長、各委員及び委員補佐は、公安調査庁及び被請求団体から聴取した意見及び提出を受けた証拠について、被請求団体及び同団体構成員に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるか否かなどの観点から、様々な検討を加え、意見を交換し、その結果、一定の結論を導いて決定に至った。

したがって、本件対象文書には、委員長、各委員及び委員補佐による被請求団体に不利益な発言の内容が記載されているところ、被請求団体は、過去に、同団体に不利な裁判をするおそれのある裁判官及び反対運動を展開する住民などを含む不特定かつ多数の者を殺害しようとして、多数人を殺害した事件などを引き起こし、その後も、代表者を絶対者とし同人の指示であれば殺人も正当化されるという教義を保持して活動を続けているから、本件対象文書を開示して委員等のうちに被請求団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、これを聞知した被請求団体構成員及びその関係者が委員等の生命・身体・財産等に対して危害を加える危険性があるもので、公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があり、法5条4号に該当する。

(3) 法5条5号該当性

公安審査委員会の審査手続は、原則として非公開で行われており、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ手続に関与した。

したがって、本件対象文書には、委員等による被請求団体に不利益な発言の内容が記載されているところ、上記(2)で述べた同団体の活動状況からすると、本件対象文書を開示して委員等のうちに被請求団体に不利益な発言をした者がいることが公になれば、今後の公安審査委員会の審査に

当たり，委員等において，被請求団体及び今後規制処分の対象となる団体に不利益な発言をすれば被請求団体等からその生命・身体・財産等に危害を加えられる危険性を認識しながら審査を行わざるを得なくなるもので，公にすることにより，率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり，法5条5号に該当する。

(4) 法5条6号該当性

公安審査委員会の審査手続は，原則として非公開で行われており，委員等を含む関係当事者は，いずれも手続が非公開であることを前提として，それぞれ手続に関与した。

したがって，本件対象文書には，例えば，被請求団体の情報を任意に提供する協力者の存在など公安調査庁の調査の手法を窺わせるもの，あるいは被請求団体の活動拠点，資金関係及び同団体構成員の生活状況など，いまだ一般国民に知られておらず，また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれているところ，本件対象文書を開示してこれらが公になれば，今後の公安審査委員会の審査に当たり，公安調査庁及び被請求団体において，公になることを避けるために，証拠提出を差し控えざるを得なくなり，その結果，同委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので，公にすることにより，事務の性質上，同委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，法5条6号に該当する。

4 本件対象文書についての個別的検討

(1) 審査会議録

審査会議は，公安審査委員会が公安調査庁長官の規制処分請求の当否を審査する会議で，委員長，各委員及び委員補佐が出席し，決定に至るために必要なあらゆる事項について議論を尽くす場であり，裁判所の合議に相当するものである。審査会議録は，同委員会が，会議を開いたときに作成し，会議の日時，出席者の氏名，会議において取り調べた項目及び評議に付した項目等を記録するものである（公安審査委員会審査規則8条等）。本件審査会議録は，上記規則で定める内容を基本として，観察処分の期間更新を行うべきか否かを判断するために事案の個々の争点について委員等が見解を表明し意見を交換した内容，検討課題の設定と解決のための議論，決定の原案の作成から最終稿を確定させるまでの討議討論などの審査会議の内容等が詳細かつ具体的に記載されている。

本件審査会議録は，上記3（2）及び（3）のとおり，法5条4号及び5号に該当する。

さらに，公安審査委員会は，審査及び決定の適正を確保するために，ま

ず、委員の職権行使の独立や厳格な身分保障が定められており、その上で、審査の方法は、委員が制約なく自由に合議を重ねて検討を尽くすことにより適切な結論を得るべく、被請求団体の権利保障のために手続等のごく一部を除いて同委員会の判断によることとされ、他方で、同委員会の審査の内容は決定に理由を付すことにより、その範囲内で結論を導く理由や経緯を明らかにして、被請求団体及び国民の理解と信頼を担保するものとされている。したがって、本件審査会議録を開示すれば、決定の内容がこれに付された理由以外の事情によって評価され、決定の信頼性を不当に損なうおそれがあるもので、今後の同委員会の審査に当たり、委員等において、制約なく自由に合議を重ねて検討を尽くすことができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、同委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件審査会議録を開示すれば、審査の争点や審議の状況が明らかになることにより、今後の公安審査委員会の審査に当たり、被請求団体等において、処分を免れるための対策を講じることが容易になり、その結果、同委員会が的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるもので、公にすることにより、事務の性質上、同委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、法5条6号に該当することを併せて主張する。

なお、異議申立人は、法6条を適用せず全部不開示としたことは、裁量権の逸脱濫用である旨主張する。

しかし、本件審査会議録は、観察処分期間更新請求について公安審査委員会の委員等が討議検討を行った審査会議の記録で、会議における一連の議論の流れが記載されているものであり、全体として上記のとおり法5条4号、5号及び6号に該当するもので、開示すべき部分はなく、異議申立人の主張は理由がない。

- (2) 意見書(1)(文書1-1)、意見書(2)(文書1-2)、証拠説明書5通(文書1-3ないし1-7)、質問書(文書2-4)、意見書(3)(文書2-5)、正誤表(文書2-6)、意見陳述書(文書2-7))

上記各文書は、いずれも公安調査庁長官の観察処分期間更新請求に対する被請求団体の意見を内容とするもので、被請求団体代理人作成に係るものである。

すなわち、意見書(1)ないし(3)は更新請求に対する認否・主張・反論、証拠説明書5通は提出証拠の一覧、質問書は期間更新請求に対する釈明要求、正誤表は意見書(1)ないし(3)の誤記の訂正、意見陳述書は期間更新請求に対する意見が記載されており、被請求団体の主張立証の

詳細な内容等を明らかにしたものである。

上記各文書は、上記3(1)のとおり、被請求団体に関する情報であって、公にすることによりその正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

また、上記各文書は、上記3(4)のとおり、公にすることにより、公安審査委員会の事務の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

なお、公安審査委員会は、団体規制法において、決定には理由を付すこと(団体規制法27条1項で準用する同法23条)及び決定を官報で公示すること(同法27条1項で準用する同法24条3項)と定められている。その趣旨は、上記のとおり、委員会の審査の方法は、委員が制約なく自由に合議を重ねて検討を尽くすことにより適切な結論を得るべく、広く委員会の判断にゆだねることとし、他方で、委員会の審査の内容は、決定に理由を付すことにより、その範囲内で結論を導く理由や経緯を明らかにして、被請求団体及び国民の理解と信頼を確保しようとするものである。同委員会は、上記の趣旨を踏まえ、本件決定書において、意見書(1)の一部(本文のみで、別紙部分を除く。)、意見書(2)の全文及び証拠説明書の全文を引用した上、同決定書を官報で公示したものであるから、本件開示請求においても、決定書に引用した上で官報に公示した部分については、あえて開示することとしたものである。

なお、意見書(1)、(2)及び証拠説明書の被請求団体代理人弁護士の印影は、官報には公示されておらず、かつ官報公示された氏名等に包含し尽くされない情報であるから、個別の検討を要するところ、弁護士の印影は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、単なる記名とは異なる高度の社会的な信用力を付与されているために悪用等によりその個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるもので、法5条2号イに該当する。

(3) 接見禁止決定一部解除申立書及び同解除決定(文書2-1及び2-2)

上記申立書は、公安審査委員会が、被請求団体に対し、意見陳述の機会を付与するに当たり(団体規制法26条3項)、陳述書提出期限等通知書を送付する必要があるところ(同法26条5項で準用する同法17条)、送付の相手方が刑事被告人であって接見禁止の裁判(刑訴法81条)がされていたので、裁判所に対して、接見禁止決定の一部解除の職権発動を求めた文書の写しであり、上記決定は、この申立てを受けた裁判所が判断を示した決定書謄本である。

したがって、上記各文書は、刑訴法53条の2の訴訟に関する書類であ

り、情報公開法は適用されない。

異議申立人は、刑訴法53条の2の規定は、検察庁を開示請求先とする場合にのみ適用されるものであって、検察庁以外の行政機関が訴訟に関する書類と同一内容の情報が記載された行政文書を保有する場合において、当該行政機関を開示請求先とする場合は、情報公開法の適用を受ける旨主張する。

しかし、刑訴法53条の2は、その規定上、訴訟に関する書類を検察庁において保管しているものに限定していないところ、刑訴法は、裁判の適正の確保及び訴訟関係人の権利保護の観点から、公判開廷前は原則として訴訟に関する書類を公開することを禁止し（同法47条）、他方で、被告事件終結後は、一定の場合を除き、何人も訴訟記録を閲覧できることとして（同法53条及び刑事確定訴訟記録法）、開示・不開示の要件及び手続を完結的に定めており、刑訴法53条の2は、訴訟に関する書類の情報公開を刑事司法手続の独自の制度にゆだねるべきとして法の適用を除外したのであるから、訴訟に関する書類を検察庁において保管する場合に限定すれば明らかにその趣旨を没却することになる。

したがって、異議申立人の主張は失当である。

#### (4) 委任状（文書2-3）

上記委任状は、観察処分期間更新請求に関する委任状であり、委任者及び受任者の氏名等並びに委任事項などが記載されている。

したがって、本件委任状に記載された委任等の内容は、委任者である被請求団体関係の特定個人の個人情報であるから、法5条1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって、上記3（1）とおり、公にすることにより被請求団体の正当な利益を害するおそれがあるので、法5条2号イに該当する。

さらに、上記委任状に記載された委任等の内容は、受任者である弁護士の業務内容そのもので、これを公にすれば、弁護活動や弁護士業務の運営に悪影響を与えるおそれがあるから、事業を営む個人に関する情報であって、当該個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。

なお、異議申立人は、委任者の住所並びに受任者の事務所所在地及び電話番号部分は、いずれも官報に掲載されているから、法令の規定により公にされている情報（法5条1号ただし書イ）であって、法5条1号の適用が除外される旨主張する。

しかし、官報に掲載されている情報は、上記委任状自体ではなく、被請求団体提出の意見書が決定書の添付資料として掲載されているにとどま

り、その内容の真偽も不明なものであるから、法令の規定により公にされている情報には該当せず、異議申立人の主張は失当である。

(5) 意見陳述書（文書 2 - 8）及び意見書（文書 2 - 9）

上記各文書は、いずれも公安調査庁長官の観察処分期間更新請求についての被請求団体構成員の意見を内容とするもので、同構成員作成に係るものである。

したがって、上記各文書は、個人に関する情報であり、法 5 条 1 号に該当する。

また、上記各文書は、上記 3（1）のとおり、被請求団体に関する情報であって、公にすることによりその正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

さらに、上記各文書は、上記 3（4）のとおり、公にすることにより、公安審査委員会の事務の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

(6) 「被請求団体の主張に対する意見」に対する反論（文書 2 - 10）、「本団体の「総括報告書への認否及び反論」に対する再反論一覧表」に対する再々反論（文書 2 - 11）、「本団体の「意見書（3）」に対する再反論一覧表」に対する再々反論（文書 2 - 12）、正誤表（文書 2 - 13）

上記各文書は、いずれも、公安調査庁長官の観察処分期間更新請求についての被請求団体の意見を内容とするもので、被請求団体作成に係るものである。すなわち、上記の各反論を記載した文書は、公安調査庁の主張に対する反論が、正誤表には上記の各反論を記載した文書の誤記の訂正が記載されており、被請求団体の主張立証の詳細な内容を明らかにしたものである。

上記各意見書は、上記 3（1）のとおり、被請求団体に関する情報であって、公にすることによりその正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当する。

また、上記各意見書は、上記 3（4）のとおり、公にすることにより、公安審査委員会の事務の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

(7) 文書 2 - 14 ないし 2 - 305 の各文書

上記各文書（ビデオテープを含む。）は、いずれも被請求団体が提出した証拠である。

ア 文書 2 - 52 ないし 2 - 58 及び 166 は刑事事件の判決書、文書 2 - 65 及び 2 - 66 は、刑事事件の裁判及び捜査における調書であって、いずれも刑訴法 53 条の 2 の訴訟に関する書類であり、情報公開法は適

用されない。

イ 文書 2 - 8 1 及び 2 - 8 2 は、いずれも、一般に市販されている書籍であり、情報公開法は適用されない。

ウ その余の上記各文書は、上記 3 ( 4 ) のとおり、公にすることにより、公安審査委員会の事務の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当する。

さらに、その他の法 5 条各号該当の理由については、別紙 2 の「不開示の理由」欄に記載したとおりである。

#### ( 8 ) その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、法 6 条の規定により部分開示すべきである旨主張するが、上記 ( 1 ) ないし ( 7 ) に個別に述べた理由に加え、本件対象文書は上記のとおり不開示理由に該当し、その不開示情報が記録されている部分を容易に区分して取り除くことができないものであるから不開示とすべきものであって、異議申立人の主張は失当である。

また、異議申立人は、法 7 条の規定により公益上の理由に基づいて裁量的開示をすべきである旨主張するが、上記のとおり、すでに開示すべき部分は開示済みであり、なお不開示とした部分については、裁量的に開示すべき理由はない。

#### 第 4 調査審議の経過

当調査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日	諮問の受理
同日	諮問庁から理由説明書を收受
同年 5 月 1 9 日	本件対象文書の見分及び審議
同年 6 月 2 日	審議
同年 8 月 6 日	諮問庁から補充理由説明書を收受
同年 9 月 1 0 日	審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件団体に対する観察処分の期間更新の状況等について

###### (1) 観察処分の内容について

観察処分は、団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人を行った団体が、団体規制法 5 条 1 項各号のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合に、公安調査庁長官の請求に基づいて、公安審査委員会が、当該団体を、3 年を超えない期間を定めて、同庁長官の観察に付する処分である ( 団体規制法 5 条 1 項 ) 。

観察処分に付された団体は、公安調査庁長官への一定の報告が義務付け

られ（団体規制法5条2項及び3項）、同庁長官は、当該団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができ（同法7条1項）、特に必要があると認められるときは、公安調査官に、当該団体の施設への立入検査をさせることができる（同法7条2項）。

公安審査委員会は、公安調査庁長官の請求があった場合（団体規制法12条1項後段）、観察処分を受けた団体が同法5条1項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる（同法5条4項）。

(2) 本件団体に対する観察処分の決定及びその実施状況等

公安審査委員会は、公安調査庁長官による本件団体に対する観察処分の請求を受けて（団体規制法15条1項）、所要の審査を行った上、平成12年1月28日、本件団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する決定をし（同法22条1項）、同年2月1日、官報における決定の公示（平成12年2月1日付け公安審査委員会告示第2号）により、観察処分の効力が発生した（同法25条）。

公安調査庁長官は、団体規制法5条2項の規定に基づき、本件団体から、役職員及び構成員の氏名及び住所、本件団体の活動の用に供している施設の所在及び用途、本件団体の資産等について報告を受けるとともに、公安調査官において、同法7条1項の規定に基づき本件団体の調査をさせ、同条2項の規定に基づき、本件団体が所有又は管理する施設に立ち入らせ、その設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させているものと認められる。

(3) 本件団体に対する観察処分の期間の更新の請求及び決定の状況

上記（2）の調査結果等に基づいて、公安調査庁長官は、平成14年12月2日、公安審査委員会に更新請求書を提出して、本件団体に対する観察処分の期間の更新を請求し（団体規制法12条1項後段）、同委員会は、平成15年1月23日、観察処分の期間を更新する決定（以下「本件更新決定」という。）をして（同法5条4項）、同月29日、官報における決定の公示（平成15年1月29日付け公安審査委員会告示第1号）により本件更新決定は発効し、平成18年1月末日まで観察処分の期間が更新された。

(4) 調査結果の外部提供

団体規制法に基づく調査の結果は、公安調査庁において、その後の調査の基礎資料としたり、規制請求の際の提出証拠とするほか、これを外部に提供する場合として、政府の国会に対する団体規制法の施行状況の報告

(団体規制法31条), 同庁長官による関係地方公共団体の長への調査結果の提供(同法32条), 同庁長官による公安審査委員会に対する被処分団体の所有・管理施設を特定する事項を記載した書面及びこれを認めるに足りる資料の提出(同法13条及び手続規則5条), 特定破産法人の破産管財人に対する提供(特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法6条)が規定されている。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性の判断について

本件対象文書は,平成14年12月2日の公安調査庁長官による本件団体に対する観察処分の期間更新処分の請求から平成15年1月29日に官報公示された公安審査委員会による本件更新決定までの過程において,公安審査委員会において収集,分析,検討された文書の一部である。

後に詳しく述べるとおり,本件対象文書には,それぞれ本件団体の活動状況等に関する情報が記載されており,また,公安審査委員会における審査手続の内容等に関する情報も記載されている。

上記のような情報については,本件団体に対する観察処分請求に係る公安審査委員会作成ないし取得資料に関する諮問事件において,既に,当審査会の考え方を示しているものであり(平成15年(行情)諮問第170号に係る平成16年3月12日答申(平成15年度(行情)答申第682号),本件対象文書は,上記観察処分の決定を受けて行われた本件団体に対する期間更新処分請求に関する公安審査委員会作成又は取得に係る資料であるから,上記答申と同様の判断をすることができると思う。

### (1) 本件団体の団体に関する情報の法5条2号イ該当性について

#### ア 団体の正当な利益等の有無について

本件団体は,その構成員たる個々の信者が信教の自由の保障の下に結社し,団体として,宗教的行為その他の自律的な活動を行っているものと認められ,個々の信者には,本件団体における宗教的行為を他からの観察・監視を受けないで行う自由が憲法上保障されている。本件団体は,上記1(3)のとおり,団体規制法に基づく観察処分の更新決定を受け,現在もなお公安調査庁の観察に付されているものであるが,個々の信者の上記のような憲法上の自由の享受を確保することにつき,宗教団体としての正当な目的・利益を有するものであり,その観点からは,本件団体が団体として,その人的・物的構成要素や資産・負債の内容及びその活動状況について他者から観察・監視を受けないことが必要であり,これは,法5条2号イにおいて保護されるべき法人等の正当な利益等に該当するものと言うべきである。

#### イ 団体の正当な利益等の侵害のおそれについて

(ア) 本件対象文書に記載されている情報には、後記のとおり、本件団体の具体的活動状況等に関するものが含まれており、このような活動状況等に関する情報が、いつ、どのような方法で、どの程度公表されるかは、本件団体の活動上重大な意義を有する事柄であると言えるのであって、平成15年1月23日に公安審査委員会が本件更新決定をした時点までの過去の時点における本件団体の組織実態及び活動状況等に関する情報であっても、それが一般に公にされた場合には、そのことによって、本件団体の今後における自律的な意思形成や活動に支障が生じるおそれがあることは否定できない。

(イ) 本件対象文書に記載されている本件団体に関する情報は、公安審査委員会が団体規制法の規定する審査手続の過程において、本件団体から提出を受けるなどしてその権限に基づいて収集したものである。公安審査委員会が行う審査手続は、それが実施されれば、対象となる団体の観察を受けないという利益を害するものであるが、団体規制法は、これら審査手続の対象となることによって受ける信教の自由等に対する重大な制約を、公共安全の確保のために必要最小限度において厳格な要件の下にのみ許容しているものと解され、審査手続によって得られた情報の利用もその目的のために必要最小限度でのみ行うべきものと解される（団体規制法2条参照）。

また、公安審査委員会における決定に関しては、同委員会は、本件団体に対する観察処分と期間更新処分の請求を受けて、請求を行った公安調査庁長官から証拠書類等の提出を受け、同庁長官及び本件団体の意見を聴取し、本件団体からも関係証拠の提出等を受けて、これらの資料を分析、検討して本件団体が団体規制法5条4項の規定する期間更新処分の要件に該当するか否かを審査し、これに該当するとの判断を行って、当該判断及びその理由を決定として官報に公示している。

官報公示された本件更新決定を見ると、本件団体の主たる事務所の所在地、代表者の氏名等を始めとして、公安調査庁長官の処分請求の内容及びその提出に係る証拠書類等の標目、同委員会認定に係る各事実関係の内容及び認定の根拠、本件団体の意見とこれに対する判断等が明らかにされている。

この官報公示は、団体規制法24条3項の規定に基づいて行われたものであるが、同項が公安審査委員会の決定を官報公示することとした趣旨は、決定の性質及び目的にかんがみ、決定の内容及び理由を官報公示によって広く一般国民に知らせることで、規制手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保しようとしたことにあるものと解され

る。

このような官報公示の目的やその性質からすれば、団体規制法は、官報公示される内容の限りにおいて期間更新処分の請求対象となった団体に関する情報が公にされることについては、同法の目的のために必要最小限度のものとして予定しているものと言うことができる。

また、上記1(4)で述べた調査結果の外部提供についても、外部提供をそれらに限定することにより、団体の権利・自由の不当な制限の防止を図っているものと解することができる。

そうすると、官報公示された内容を超えて又は調査結果の外部提供以外の方法で、本件団体に関する情報を公にすることは、本件団体における宗教的活動等を不当に他からの観察・監視にさすだけではなく、本件対象文書の具体的記載内容に照らしてみても、他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るものと認められる。

(2) 公安審査委員会の審査事務に関する情報の法5条6号柱書き該当性について

ア 本件対象文書に記載されている情報には、後記のとおり、公安審査委員会の審査手続において収集、分析、検討されたものが含まれており、このような情報は、同委員会の審査事務に関する情報に該当する。

公安審査委員会がどのような観点からどのような審査を行ったかについては、官報公示されている本件更新決定に記載されている同委員会における審査の経過や認定の部分によりある程度明らかにされている上、本件団体に対しては、同委員会によって関係書類の一部が提供されている。

しかし、官報公示された各決定において明らかにされている範囲を超えて、公安審査委員会における個別の審査の内容やその手法等が分かる情報を一般に公すれば、公安審査委員会がどのような資料を収集分析し、どのような事実を認定し又は認定しなかったかなど、同委員会における審査の手法や観点等がすべて明らかになり、今後審査の対象となるべき団体等に関し、その実態を適正に認定することを困難にするおそれがあると言することができるので、このような情報は、法5条6号柱書きに該当するものと認められる。

イ また、諮問庁は、上記第3の3(4)のとおり、団体規制法上の意見聴取期日を公開で行う場合を除き、原則として非公開で行われている公安審査委員会の審査手続においては、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ審査手続に参与し

たものであって、本件対象文書には、本件団体の活動拠点、資金関係及び同団体構成員の生活状況など、いまだ国民一般に知られておらず、また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれている場合があり、これらが公になれば、今後の公安審査委員会の審査に当たり、被請求団体において、その活動状況等が公になることを避けるため証拠提出を差し控えざるを得なくなり、その結果、公安審査委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるとして、このような情報は、公にすることにより、事務の性質上、公安審査委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する旨説明する。

公安審査委員会の審査手続において収集された被請求団体の活動状況等に関する情報は、それが当該被請求団体について法5条2号イの不開示情報に該当する場合はもちろん、当該被請求団体との関係では同号イの不開示情報に該当するとまでは言えない場合であっても、当該団体の具体的な活動状況等を示す情報が官報公示された内容を超えて一般に公にされる場合があることとなれば、今後の審査手続において、被請求団体がその活動状況等に関する情報を示す証拠等を公安審査委員会に提出するのをちゅうちょすることとなる場合がないとは言えない。そうなれば、公安審査委員会においては、十分な資料を収集した上で、破防法及び団体規制法に基づく団体規制の処分を行うか否かを適正に判断することに支障が及ぶことになると言うことができる。

したがって、上記のように言うことができる被請求団体の活動状況等に関する情報についても、法5条6号柱書きに該当するものと認められる。

### 3 本件対象文書の不開示情報該当性について

上記2(1)及び(2)で述べた観点から、本件対象文書の性質及びその具体的記載内容に即して、不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

#### (1) 審査会議録について

審査会議録は全部不開示とされている。

当審査会において見分した結果によれば、審査会議録は、公安審査委員会において、公安調査庁長官による本件団体に対する観察処分期間更新の請求に理由があるか否かを審査する審査会議を開催した日時、出席者、会議の項目及び会議の状況等を各審査会議ごとに記載し、当該会議における資料を添付するなどしているものである。

ア 審査会議録のうち、審査会議の項目、会議の状況及び添付資料には、

当該審査会議において検討された内容が詳細に記載されている。具体的には、審査の経過、処分の各要件に関する審査の在り方、委員の間で問題とされた事項及び当該事項に関する各種の考え方等が記載されており、上記の各記載部分又は添付資料を見れば、同委員会における審査の過程を知ることができるのみならず、各委員の立場やその考え方を推測することができるものと認められる。

団体規制法は、同法12条1項の処分の請求があったときは、公安審査委員会が公開による意見聴取を行わなければならないと規定するが、これを除き、団体規制法は、同委員会における審議の内容の公開について規定していない。このことからすると、団体規制法は、公安審査委員会における審査手続については、上記意見聴取を除き非公開とする趣旨と解することができる。上記文書に記載されている審査会議についても、いずれも非公開で行われ、その具体的内容は官報公示した各決定においても明らかにされていない。このように、同委員会における審査が上記意見聴取を除いて非公開とされているのは、同委員会における審査の結果行われる処分が、対象となる団体の利害に重大な影響を及ぼすこととなるものであることから、その審査に当たっては、部外の評価等による不当な影響を極力排除して、各委員が公安調査庁長官や被請求団体から提出された意見書及び資料等を十分に精査検討し、これらに対して忌憚のない意見を相互に自由に述べることで審査を尽くすべきことを求めたものと解される。

そうすると、審査会議における審査の具体的内容を、決定後であっても公にすることとなれば、上記のような団体規制法の趣旨に反し、官報公示された決定の内容を越えて公安審査委員会における審査の内容のみならず各委員の立場や考え方までもが明らかになり、それらが部外での評価、検討の対象とされることとなる。そうなれば、同委員会における審査の対象は、団体規制法に基づいて観察処分等を行うか否かという社会的にも重大な関心を集める事柄であって、当該被請求団体の構成員や活動状況等に関する個別具体的な資料を含む種々の要素を勘案し、公安調査庁及び被請求団体の主張の当否を判断することを要するものであることを考慮すると、今後の同委員会における審査において、各委員に、双方の主張や各種の資料等について忌憚のない意見を自由に述べることを求めるのが困難となるおそれがあるものと言うことができる。

また、上記のような審査内容は、上記2(2)アで述べた理由からも、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、上記各文書のうち、審査の具体的内容が記載されている

部分は、全体として、これを公にすれば、今後公安審査委員会において適正な審査を行うことに支障が及ぶおそれがあり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示とするのが妥当である。

イ 次に、上記各文書から審査の具体的内容が記載された部分を除いたその余の部分は、会議の開催日時及び出席者等の審査会議の形式的開催状況を示す部分である。

これらの部分は、各審査会議における個別の記載のみでは公安審査委員会における審査の内容や進行状況を示すものとは言えない。しかし、各審査会議についてこれらの記載を開示するとともにその余の記載部分を不開示とした場合には、開示された情報や不開示とされた部分の分量等を総合することで、これまでに一般に公にされていない各審査会議の開催状況や各審査会議における審査の在り方等が明らかになり、これらの情報と官報公示された内容や同委員会においてマスコミにコメントした一定の内容とを照合分析等することで、同委員会における審査の個別具体的内容を推測したり、これに対する評価検討を行うことが可能となるものと言うことができる。決定後であってもこのような事項を公にすることとなれば、今後の同委員会における審査において、各委員において意見を述べたり、同委員会として審査を進めるに当たっては、事後的に一定の評価を受ける場合があることを念頭に置かざるを得ないこととなる。このような事態となれば、上記のような審査対象の性質を考慮すると、同委員会が適正な審査を行うことに支障が及ぶおそれがあると言うことができる。

したがって、上記各文書は、その記載の全体が法5条6号柱書きに該当すると言うことができ、部分開示すべき部分を認めることはできない。

ウ 以上のとおり、審査会議録については、その記載の全体が法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、同条4号及び5号該当性について個別に検討するまでもなく、不開示が妥当である。

## (2) 文書1-1ないし1-7について

文書1-1ないし1-7は、被請求団体代理人弁護士作成にかかる意見書（文書1-1及び1-2）及び証拠説明書（文書1-3ないし1-7）であり、各文書の弁護士の印影部分と文書1-1の別紙部分が不開示とされている。

### ア 各文書の弁護士の印影部分について

上記各意見書の記載されている被請求団体代理人3名の印影については、弁護士たる各代理人が弁護士業務を遂行する上で使用している印鑑による印影であるものと認められ、事業を営む個人の当該事業に関する

情報に当たる。審査請求人の主張によれば、既に開示された本件期間更新決定書においては添付されている意見書に記載されている上記各印影もそのまま開示されているとのことであるが、官報公示された本件期間更新決定においては印影までは記載されておらず、本来、その形状が一般に公にされているとまで認めることはできないと言うべきである。したがって、上記各印影を公にすれば、上記各代理人の正当な利益を害するおそれがないとは言えず、法5条2号イの不開示情報に該当するものとして、不開示が妥当である。

イ 文書1-1の別紙部分について

文書1-1の意見書の別紙部分は、官報公示された本件期間更新決定に記載されておらず、当審査会において見分した結果によれば、本件団体の活動状況等を具体的かつ詳細に示すものと言うことができるので、上記2(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、不開示が妥当である。

(3) 文書2-1及び2-2について

文書2-1は公安審査委員会が特定の被告人につき、接見禁止決定の一部解除の職権発動を求めた際の接見等禁止決定一部解除申立書であり、文書2-2は申立てを受けた裁判所が特定の被告人の接見等禁止の一部を解除した際の接見等禁止一部解除決定である。これらの文書は、いずれも特定の刑事事件の刑事訴訟手続の過程で作成されたものであり、刑訴法53条の2の規定する訴訟に関する書類に該当するものと認められる。公安審査委員会が保有する上記各文書については、それが写しであっても、あるいは検察官が保有するものではなくとも、情報公開法の規定は適用されないものと解されるので、不開示が妥当である。

(4) 文書2-3について

文書2-3は、本件団体提出に係る弁護士3名に対する委任状であり、当審査会で見分した結果によれば、委任者の氏名、住所欄には、被請求団体の名称及び所在地、代表の氏名、委任先弁護士の表示欄には、弁護士氏名、事務所の所在地、事務所名及び電話番号等が記載されているので、文書2-3の委任状は、事業を営む個人である各弁護士の当該事業に関する情報であるとともに、被請求団体に関する情報であると認められる。

官報公示された本件期間更新決定において、被請求団体の代理人である委任状記載の弁護士の氏名、事務所所在地及び電話番号並びに被請求団体の名称、事務所所在地、代表の氏名が記載されていることから、上記委任状の記載のうち、同様の記載部分については、法5条2号イに該当するとは認められない。

次に、委任事項、委任日、受任日については、官報公示されていないものの、団体規制法18条において「代理人は、…意見聴取に関する一切の行為をすることができる」旨委任事項の内容となるべき事項を法定しているものであり、また、委任の時期についても、更新請求がされてから意見書が提出されるまでの限定された範囲に行われたものであることは自ずから明らかであるから、委任事項、委任日、受任日の記載を公にしたとしても、上記弁護士や被請求団体の正当な利益を害するおそれはないものと認められるので、これらの記載については開示すべきである。

さらに、文書表題、委任文言及び受任文言等のその余の定型的記載事項も同様の理由から開示すべきである。

他方、弁護士及び被請求団体の日常の業務、取引等に用いられると認められる弁護士及び被請求団体の印影並びに弁護士の自署、弁護士の連絡先の詳細部分については、官報公示されておらず、これらを公にすれば、上記弁護士及び被請求団体の正当な利益を害するおそれがないとは言えないので、法5条2号イの不開示情報に該当するものと認められる。

したがって、文書2-3の委任状のうち、法5条2号イの不開示情報に該当しないと認められる別紙3の部分については、開示すべきであるが、その余の部分は不開示が妥当である。

(5) 文書2-4について

文書2-4は、被請求団体提出にかかる質問書である。

当審査会で見分した結果によれば、上記質問書の内容は、官報公示されておらず、また、各質問事項を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記2(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、これらの記載内容を除けばその余の記載のみでは有意と言うことはできないので、不開示が妥当である。

(6) 文書2-5及び2-7ないし2-13について

文書2-5及び2-7ないし2-13は、被請求団体提出にかかる意見書及び意見陳述書である。

当審査会で見分した結果によれば、上記意見書等の内容は、官報公示されておらず、また、上記意見書等の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記2(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、これらの記載内容を除けばその余の記載のみでは有意と言うことはできないので、不開示が妥当である。

(7) 文書2-6について

文書 2 - 6 は、被請求団体提出に係る正誤表である。

当審査会で見分した結果によれば、文書 2 - 6 は、文書 1 - 1 の意見書（１）の別紙及び文書 2 - 5 の意見書（３）の別紙の内容の一部を訂正するものと認められる。

このように文書 2 - 6 は、文書 1 - 1 の別紙及び文書 2 - 5 の別紙と内容的に一体をなすものと認められるので、これらの文書と同様に不開示が妥当である。

(8) 文書 2 - 14 ないし 2 - 305 について

ア 文書 2 - 14 ないし 2 - 305 は、本件団体提出に係る証拠書類であり、既に開示されている本件団体提出の証拠説明書に証拠の標目及び証明すべき事実との関係が記載されている。

イ 文書 2 - 52 ないし 2 - 58, 2 - 166 は刑事事件の判決書, 2 - 65 は公判調書, 2 - 66 は検察官に対する供述調書であり、いずれも特定の刑事事件の刑事訴訟手続の過程で作成されたものであり、刑訴法 53 条の 2 の規定する訴訟に関する書類に該当するものと認められる。公安審査委員会が保有する上記各文書については、それが写しであっても、あるいは検察官が保有するものではなくとも、情報公開法の規定は適用されないものと解されるので、不開示としたのは妥当である。

これに対して、文書 2 - 46 ないし 2 - 51 並びに 2 - 59 ないし 2 - 61 については、当審査会において見分した結果によれば、刑事事件の判決書そのものではなく、その内容を取りまとめるなどしたものと認められるので、情報公開法の適用対象となる行政文書と認められる。

その内容は、特定の刑事事件における被告人、特定の共犯者、犯行の内容、これを認めた証拠関係等が詳細に記載されており、当該被告人及び特定の共犯者の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。刑事裁判が公開の法廷で行われる趣旨は手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保することであり、そこで行われた内容が一般に公にされているものとは言えないことからすると、法 5 条 1 号ただし書イには該当せず、当該特定の共犯者の氏名が上記証拠説明書の記載で明らかになっている以上、法 6 条 2 項による部分開示を行うこともできない。また、本件団体の具体的活動状況を示すものと言うこともできるので、上記 2（１）及び（２）で述べたとおり、法 5 条 2 号イ及び同条 6 号柱書きの不開示情報にも該当し、不開示が妥当である。

ウ 文書 2 - 81 及び 2 - 82 は、当審査会において見分した結果によれば、いずれも不特定多数の者に販売することを目的として発行されたと認められる書籍そのものであり、情報公開法の規定は適用されないもの

と解されるので、不開示が妥当である。

エ 文書 2 - 18 , 2 - 64 , 2 - 67 , 2 - 68 , 2 - 138 , 2 - 151 , 2 - 159 , 2 - 161 , 2 - 187 , 2 - 189 , 2 - 208 , 2 - 225 , 2 - 260 , 2 - 279 は、特定日における特定新聞の新聞記事であり、当審査会において見分した結果によれば、いずれも当該特定日における当該新聞そのものではなく、その記事の一部を抜粋したものである。

これらの新聞記事は、本件団体が、その主張を証明しようとして選択し、公安審査委員会に提出したものであり、各記事に記載されている内容は、本件団体の活動状況等に関するものであって、官報公示された本件観察処分決定には、本件団体が証明しようとした事実は証拠説明書の記載でそれぞれ明らかにされているが、具体的にどのような記事のどのような内容の部分が証拠とされているかまでは明らかにされていない。

したがって、上記各新聞記事についても、上記 2 ( 1 ) 及び ( 2 ) で述べたとおり、法 5 条 2 号イ及び同条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当である。

文書 2 - 152 , 2 - 154 , 2 - 155 , 2 - 188 , 2 - 211 , 2 - 218 , 2 - 268 及び 2 - 273 の電子配信ニュース、文書 2 - 37 , 2 - 88 , 2 - 89 , 2 - 117 , 2 - 153 , 2 - 160 , 2 - 263 ないし 2 - 265 , 2 - 269 ないし 2 - 271 , 2 - 274 , 2 - 275 , 2 - 280 , 2 - 293 , 2 - 298 及び 2 - 301 ないし 2 - 305 の雑誌記事及び書籍の抜粋、文書 2 - 90 , 2 - 91 , 2 - 115 , 2 - 116 , 2 - 257 及び 2 - 258 のテレビ報道を録画したビデオテープ及びその反訳文についても、上記各新聞記事と同様の理由により、不開示が妥当である。

オ 文書 2 - 278 は、被請求団体に対する破防法請求棄却決定であり、当審査会において見分した結果によれば、同文書は、上記決定の写しそのものではなく、その特定部分に下線を付して内容の一部を強調したものであり、官報公示されている上記決定には含まれない情報が記載されているものと認められる。

文書 2 - 278 は、本件団体が、その主張を証明しようとして公安審査委員会に提出したものであり、同文書に記載されている内容は、本件団体の活動状況等に関するものであって、官報公示された本件観察処分決定には、本件団体が証明しようとした事実は証拠説明書の記載で明らかにされているが、具体的にどのような記述を強調して主張したものであるかまでは明らかにされていない。

したがって、文書 2 - 278 についても、上記 2 ( 1 ) 及び ( 2 ) で述べたとおり、法 5 条 2 号イ及び同条 6 号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示が妥当である。

カ 上記イないしオで述べた各証拠書類を除いたその余の証拠書類については、当審査会において見分した結果によれば、いずれも本件団体の活動状況等を示すものであり、官報公示された本件観察処分決定においては、その具体的内容まで明らかにされているものとは言えない。

したがって、上記 2 ( 1 ) 及び ( 2 ) で述べたとおり、法 5 条 2 号イ及び同条 6 号柱書きの不開示情報に該当するものと認められるので、不開示が妥当である。

#### 4 その他の異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、上記 3 で各文書について検討した主張の外、団体規制法に基づく団体規制手続は、国民の基本的な人権に重大な関係を有するものであり、法 7 条の公益上の理由による裁量的開示の規定が適用されなければならない旨主張している。

(2) 団体規制法に基づく観察処分という団体規制の効果を考慮すると、規制手続の透明性の確保が重要であることは論を待たない。団体規制法は、このような団体規制の処分を公安審査委員会が決定するものとし、同委員会は、人格が高潔であって、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員長及び委員をもって組織され（公安審査委員会設置法 4 条、5 条 1 項）、委員長及び委員は独立してその職権を行う（同法 3 条）こととされている。同委員会は、上記 1 で述べた各手続に則って処分請求に理由があるか否かを判断し、その内容は官報に公示される。このように、破防法及び団体規制法は、規制手続の公正及び透明性の確保に十分留意しているものと解される。

他方で、上記 2 及び 3 で述べたとおり、本件対象文書のうち当審査会において不開示が妥当であると判断した部分に記載されている情報を公にすれば、本件団体の正当な利益を害するおそれや公安審査委員会の審査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどを認めることができる。

そうすると、上記のような団体規制手続の内容を見ると、その手続の透明性をより一層確保するために、本件対象文書のうち上記部分に記載されている情報を公にすることによる利益が、これを公にすることによって害される利益を上回るものと言うことはできない。

したがって、法 7 条を適用して本件対象文書を開示することはしないとした諮問庁の判断に、その裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。

5 本件決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部又は全部を法5条1号，2号，4号，5号及び6号に該当し，又は法の適用対象でないとして不開示とした本件決定については，別紙3に記載した部分は，上記各号のいずれにも該当しないものと認められるので，開示すべきであるが，その余の部分は，法5条1号，2号及び6号に該当し，又は法の適用対象でないものと認められるので，その他の不開示情報該当性について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

矢崎秀一，宇賀克也，吉岡睦子

## 別紙 1

番号	文書名	不開示とした部分
1	意見書(1)	印影部分及び別紙部分
2	意見書(2)	印影部分
3	証拠説明書	印影部分
4	証拠説明書	印影部分
5	証拠説明書	印影部分
6	証拠説明書	印影部分
7	証拠説明書	印影部分

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第3 4 (7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
1	接見等禁止決定一部解除申立	本文第3 4 (3)記載のとおり
2	接見等禁止一部解除決定	本文第3 4 (3)記載のとおり
3	委任状	本文第3 4 (4)記載のとおり
4	質問書	本文第3 4 (2)記載のとおり
5	意見書(3)	本文第3 4 (2)記載のとおり
6	正誤表	本文第3 4 (2)記載のとおり
7	意見陳述書	本文第3 4 (2)記載のとおり
8	意見陳述書	本文第3 4 (5)記載のとおり
9	意見書	本文第3 4 (5)記載のとおり
10	「被請求団体の主張に対する意見」に対する反論	本文第3 4 (6)記載のとおり
11	「本団体の『総括報告書への認否及び反論』に対する再反論一覧表」に対する再々反論	本文第3 4 (6)記載のとおり
12	「本団体の『意見書(3)』に対する再反論一覧表」に対する再々反論	本文第3 4 (6)記載のとおり
13	正誤表	本文第3 4 (6)記載のとおり
14	観察処分取消訴訟判決	
15	陳述書	作成者個人の体験内容、被請求団体の活動内容(特定の被請求団体構成員の活動内容を含む。)及び作成者個人の意見が記載されており、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由1」という。)
16	陳述書	被請求団体の活動内容(特定の被請求団体構成員の活動内容を含む。)及び作成者個人の意見が記載されており、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。 さらに、別紙2-16の「第2, 2」の部分は、警察による捜査の詳細な内容の記載であり、公にすることにより公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、4号該当(以下「理由2」という。)
17	陳述書	被請求団体の活動内容及び作成者個人の意見が記載されており、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由3」という。)
18	朝日新聞記事	
19	上祐ノート	作成者の心情等を内容とする文書であり、特定個人に関する情報であって、1号該当(以下「理由4」という。)

番号	文 書 名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
20	サマナ用ホームページ	被請求団体が構成員等に閲覧するために作成したホームページの内容を印字したもので、被請求団体の活動内容及び活動方針等が掲載されており、被請求団体に関する情報であって同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由5」という。)
21	出家信者陳述書綴り その1(正悟師・師)	被請求団体構成員の体験内容、意見、心情等を中心とする文書であり、特定個人に関する情報であって、1号該当。なお、個人名のみを部分不開示としてもなお特定の個人を識別することができる(以下「理由6」という。)
22	出家信者陳述書綴り その3(正悟師・師)	理由6
23	出家信者陳述書綴り その5(正悟師・師)	理由6
24	出家信者陳述書綴り その2(一般出家信者)	理由6
25	出家信者陳述書綴り その4(一般出家信者)	理由6
26	出家信者陳述書綴り その6(一般出家信者)	理由6
27	説法ビデオ(上祐史浩説法)	被請求団体構成員の説法等が録画されたビデオテープ及びその反訳文であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由7」という。)
28	説法ビデオ(村岡達子説法)	理由7
29	説法ビデオ(岡田弘幸説法)	理由7
30	説法ビデオ(杉浦茂説法)	理由7
31	説法ビデオ(杉浦実説法)	理由7
32	説法ビデオ(二ノ宮耕一説法)	理由7
33	説法ビデオ(野田成人説法)	理由7
34	綱領	被請求団体の活動方針等を記載した文書であり、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由8」という。)
35	規約	理由8
36	サマナ用ホームページ	理由5
37	『オウム解体』	

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
38	合意書	弁護士ないし弁護士事務所と被請求団体との間で 交わされた同団体の財産に関する文書であり、被 請求団体に関する情報で本文第33(1)のとおり 同団体の正当な利益を害するおそれがあるとも に、これを公にすれば弁護士業務に悪影響を与 えるおそれがあるから、事業を営む個人の当該事業 に関する情報であって当該個人の権利その他正 当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。 さらに、別紙2-38の作成者の被請求団体にお ける役職及び氏名・押印部分、別紙2-123の送信 先の名称部分並びに発信元の担当者の所属及び 氏名部分は、特定個人に関する情報であって、1 号該当(以下「理由9」という。)
39	陳述書	理由2
40	上祐公式サイト	
41	活動規定	理由8
42	ファイナルスピーチ公式解釈書	被請求団体の教義や修行方法に関する文書及び ビデオテープであり、被請求団体に関する情報で あって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利 益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由 10」という。)
43	「宗教団体・アフレ公式用語解釈」	理由10
44	パーフェクトスピーチ	
45	パーフェクトスピーチ用語注釈	
46	刑事事件判決	特定の個人についての刑事事件の判決の概要で あり、特定個人に関する情報であって、1号該当 (以下「理由11」という。)
47	刑事事件判決	理由11
48	刑事事件判決	理由11
49	刑事事件判決	理由11
50	刑事事件判決	理由11
51	刑事事件判決	理由11
52	刑事事件判決	刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」で あり、情報公開法は適用されない(以下「適用除外 a」という。)
53	刑事事件判決	適用除外a
54	刑事事件判決	適用除外a
55	刑事事件判決	適用除外a
56	刑事事件判決	適用除外a
57	刑事事件判決	適用除外a
58	刑事事件判決	適用除外a
59	判例時報1648号	
60	判例時報1695号	
61	判例時報1660号	
62	回収教材リスト	理由8
63	陳述書	作成者個人の体験内容が記載されており、特定個 人に関する情報であって、1号該当(以下「理由 12」という。)
64	読売新聞記事	
65	公判調書	適用除外a
66	検面調書	適用除外a
67	新聞記事	
68	新聞記事	

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
69	ステージ対照表	理由8
70	通達	特定の個人に関する被請求団体の通達であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由13」という。)
71	通達	理由13
72	通達	理由13
73	PSIの波形図	理由10
74	ピラミッドイニシエーションの波形図	理由10
75	小乗のツァンダリー奥義書	理由10
76	グルヨーガ・マイトレーヤ・イニシエーション3Dビデオ改訂版	理由10
77	ヒナヤーナ・ツァンダリー・イニシエーション3Dビデオ改訂版	理由10
78	「アストラルセラピーイニシエーション」テキスト	理由10
79	サマナ用ホームページ「マイトレーヤ正大師特別寄稿」	理由5
80	ビデオテープ「十和田湖青龍伝説(前編)」	理由7
81	「上祐史浩が語る苦悩からの解放」	一般に市販されている書籍であり、情報公開法は適用されない(以下「適用除外b」という。)
82	「覚醒新世紀」	適用除外b
83	陳述書	理由1
84	陳述書	理由1
85	入会パンフレット	
86	破防法弁明期日調書第3回	被請求団体に対する破壊活動防止法上の処分請求に関する弁明期日調書(同法第17条)であり、被請求団体の主宰者の発言内容が記載されているもので、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由14」という。)
87	破防法弁明期日調書第4回	理由14
88	「これからのオウム」	
89	「オウム解体」	
90	日本テレビ「今日の出来事」	
91	日本テレビ「今日の出来事」の反訳	
92	入国禁止措置を要請したときに提出したリスト	特定の個人の氏名等を記載した表で被請求団体が使用したものであり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。
93	ロシア人元信者に送ったメールの一部	特定の個人の言動を内容とする被請求団体関係者のメールの内容であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。
94	念書(写し)	理由4

番号	文 書 名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第3 4 (7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
95	陳述書	理由12
96	陳述書	理由12
97	陳述書	理由12
98	陳述書	理由12
99	陳述書	理由12
100	陳述書	理由12
101	警視庁公安部に提出した上申書(写し)	作成者の体験内容及び心情等を記載した文書であり、特定個人に関する情報であって、1号該当。
102	ロシア語版ホームページ	
103	ロシア慈善活動一覧	被請求団体の活動内容を記載した文書であり、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由16」という。)
104	シガチョフの事件に関わった者の懺悔ビデオ	特定の個人の心情等を内容とするビデオテープ及びその反訳文であり、特定個人に関する情報であって、1号該当(以下「理由17」という。)
105	シガチョフの事件に関わった者の懺悔ビデオの反訳文	理由17
106	陳述書	理由1
107	陳述書	理由1
108	陳述書	理由1
109	陳述書	理由1
110	陳述書	理由1
111	陳述書	理由1
112	ロシア人に対する再発防止活動のビデオ	被請求団体構成員が同団体の方針等について述べたビデオテープ及びその反訳文であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由18」という。)
113	ロシア人に対する再発防止活動のビデオの反訳文	理由18
114	陳述書綴り	理由1
115	テレビ報道のテープ	
116	テレビ報道のテープ起こし	
117	「日本の社会文化構造と人権」	
118	出家信者の死亡に関する資料	被請求団体構成員の身上等について記載された文書であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。
119	アンケート結果報告書	被請求団体構成員の心情等や地方自治体の動向等を調査した結果であり、被請求団体に関する情報で本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、1号該当(以下「理由19」という。)

番号	文 書 名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第3 4 (7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
120	「見納め傍聴」に関する報告書	作成者が被請求団体構成員の活動の状況や立入検査の状況や関連施設の状況等についてとりまとめた内容の文書(写真を含む。)であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、請求団体に関する情報であって同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イに該当(以下「理由20」という。)
121	「教団正式見解」	
122	「事件に関する総合的見解表明と抜本的教団改革の概要」	
123	破産管財人からのファックス	理由9
124	「地下鉄サリン事件の被害者・遺族の方々へ」「松本サリン事件の被害者・遺族のみなさまへ」	作成者の心情とともに被請求団体の方針が記載された文書で、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由21」という。)
125	謝罪及び謝罪申入書	理由21
126	「お詫び」	理由21
127	「木の根」リカバリー・サポート・センター便りナンバー1	
128	領収書	被請求団体の活動状況に関する文書で、被請求団体に関する情報であって本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由22」という。)
129	宗教団体・アレフ広報部ホームページ	
130	機関誌「進化」巻末	
131	宗教団体・アレフ広報部ホームページ	
132	「特別手配者追跡調査ご協力の件」(警察庁長官宛)	特別手配者についての被請求団体の対応方針を記載した文書で、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。また、警察による捜査方針に関する記載であり、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、4号該当(以下「理由23」という。)
133	「特別手配者追跡調査ご協力の件」(警視総監宛)	理由23
134	「通知」	理由23
135	「指名手配者に関するアンケート」	理由23
136	宗教団体アレフ広報部ホームページ	
137	宗教団体アレフ広報部ホームページ	
138	新聞記事	
139	「宗教団体・アレフおよびその構成員の経済活動に関する報告」	被請求団体の経済活動状況を記載した文書であり、被請求団体に関する情報であって本文第3 3(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。さらに、作成者の役職及び氏名部分は、特定個人に関する情報であって、1号該当(以下「理由24」という。)
140	「宗教団体・アレフおよびその構成員の経済活動に関する年度末報告」	理由24

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
141	「宗教団体・アレフおよびその構成員の経済活動に関する年度末報告」	理由24
142	「地域のみなさまへ」第1号～第11	
143	パンフ「新生 宗教団体・アレフ」	
144	宗教団体・アレフ広報部ホームページ	
145	住民票訴訟判決	
146	住民票訴訟判決	
147	明渡訴訟判決	
148	住民票訴訟判決	
149	損害賠償請求訴訟判決	
150	人権救済申立調査報告書	被請求団体関係者である特定個人についての人権救済申立てに対する日本弁護士連合会の報告を内容とする文書であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。
151	内野正幸教授のコメントの記事	
152	市川正人・立命館大教授のコメント記事	
153	法律時報72巻3号	
154	河野義行コメント記事	
155	佐高信コメント記事	
156	下条忠雄・世田谷区議会議員の機関誌【せたがや区議会だより】	
157	世田谷区議会ホームページ	
158	江川紹子ジャーナル	
159	朝日新聞記事	
160	「町にオウムがやって来た」	
161	朝日新聞読者投稿	
162	「自治体へ文書公開請求」	理由16
163	市町村連絡会の加入自治体について	理由19
164	毎日新聞記事	
165	懺悔の詞章	理由10
166	刑事事件判決	適用除外a
167	「サマナ用教学システム」	理由10
168	陳述書(照会・回答)	被請求団体関係者である特定個人についての作成者の体験内容及び意見を記載した文書であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。なお、別紙2-168のうちの照会文書も被請求団体構成員である特定個人が上記作成者(山中)に被請求団体である特定個人についての意見を求めた照会文書であり、1号及び2号イに該当する(以下「理由25」という。 )。
169	陳述書	理由25
170	陳述書	作成者の体験内容、意見、心情、被請求団体関係者の言動などを記載した文書であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当(以下「理由26」という。 )。
171	陳述書	理由26
172	報告書	理由20
173	陳述書	理由26

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
174	陳述書	理由26
175	陳述書	理由26
176	陳述書	理由26
177	陳述書	理由26
178	陳述書	理由26
179	診断書	被請求団体構成員である特定個人の病状に関する文書であり、特定個人に関する情報であって、1号該当。
180	ビデオテープ	被請求団体の関連施設の状況を人物とともに撮影したビデオテープであり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号該当(以下「理由27」という。)
181	ビデオテープ	理由27
182	ビデオテープ	理由27
183	反論書	理由16
184	陳述書	理由26
185	報告書	本文は被請求団体構成員である特定個人が特定個人に対して被請求団体関連施設内の物件について調査させた経緯についての記載があり、別紙4は上記調査の方針についての特定個人間の連絡事項の記載があり、いずれも特定個人に関する情報であって、1号該当。
186	佐々木正光陳述書	理由26
187	朝日新聞記事	
188	北海道新聞記事	
189	新聞記事	
190	要望書及び回答書	理由21
191	陳述書	理由1
192	陳述書	理由26
193	陳述書	理由26
194	陳述書	理由26
195	陳述書	理由26
196	「進化」ナンバー1～26	
197	陳述書	理由26
198	上申書	理由26
199	住民票訴訟判決	
200	調査結果提供書	被請求団体の関連施設の状況を記載した文書であり、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号該当(以下「理由28」という。)
201	調査結果提供書	理由28
202	調査結果提供書	理由28
203	調査結果提供書	理由28
204	調査結果提供書	理由28
205	調査結果提供書	理由28
206	公安調査庁による「アレフ大阪施設」に対する立入検査の調査結果について(平成12年度分)	
207	公安調査庁による「アレフ大阪施設」に対する立入検査の調査結果について(平成13年度分)	

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
208	新聞記事	
209	行政文書不開示決定通知書	理由22
210	公安調査官の違法調査活動で被害を受けた信者等の陳述書等	理由6
211	新聞記事	
212	観察処分以降の教団関連施設等に対する搜索差押	被請求団体に対する搜索差押の状況を記載した文書であり、被請求団体に関する情報であって同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イに該当するとともに、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由があるもので、4号該当。
213	脱会届	理由4
214	写真	理由20
215	埼玉県ホームページ	
216	調査結果提供書	理由28
217	読売新聞記事	
218	共同通信記事	
219	観察処分に伴う名簿報告によって被害を受けた信者・非信者に関する陳述書集	被請求団体関係者である特定個人についての作成者の体験内容及び意見を記載した文書であり、特定個人に関する情報であって、1号に該当するとともに、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。なお、個人名のみを不開示としてもなお特定の個人を識別することができる。
220	オウム真理教(アレフに改称)信徒の流山市からの速やかな退去を求める決議	被請求団体と地方自治体等との関係についての文書であり、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当(以下「理由29」という。)
221	オウム真理教(アレフに改称)大阪支部野立ち退きについての申し入れ	理由29
222	再弁明書	理由29
223	陳述書	理由20
224	陳述書	理由26
225	新聞記事	
226	陳述書	理由26
227	陳述書	理由26
228	陳述書	理由26
229	陳述書	理由26
230	陳述書	理由26
231	陳述書	理由26
232	陳述書	理由26
233	陳述書	理由26
234	陳述書	理由26
235	陳述書	理由26
236	陳述書	理由26
237	陳述書	理由26
238	陳述書	理由26
239	陳述書	理由26
240	陳述書	理由26
241	陳述書	理由26

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
242	陳述書	理由26
243	陳述書	理由26
244	陳述書	理由26
245	陳述書	理由26
246	陳述書	理由26
247	陳述書	理由26
248	陳述書	理由26
249	陳述書	理由26
250	陳述書	理由26
251	陳述書	理由26
252	陳述書	理由2
253	写真帳	理由20
254	陳述書	理由12
255	陳述書	理由3
256	陳述書	理由3
257	「テレビ朝日 スーパー」チャンネル」ビデオテープ	
258	上記ビデオテープ反訳文	
259	「アレフの人たちへ、隣人からのメッセージ」と題する文書	理由4
260	朝日新聞記事	
261	判決(住民票訴訟)	
262	判決(転入届訴訟)	
263	宗教法人の解散命令と信教の自由	
264	ジュリスト平成13年度重要判例解説	
265	法学セミナー	
266	原本説法のビデオテープ	理由7
267	原本説法の報告書・テープ起こし	理由7
268	毎日新聞記事	
269	破防法とオウム真理教	
270	破防法で何が悪い!?!「公安調査庁ってなんだ」	
271	公安調査庁の暴走	理由3
272	現下の諸情勢に鑑み、当庁業務を充実・強化するために考慮すべき事項	理由3
273	朝日新聞記事	
274	お笑い公安調査庁	
275	破防法 日本を揺るがした400日	
276	陳述書	理由26
277	陳述書	理由26
278	破防法請求棄却決定	
279	朝日新聞記事	
280	なぜオウム信者を雇うのですか?	
281	杉浦茂説明ビデオテープ	理由18
282	社会融和推進部発表用レジュメ	理由8
283	陳述書	理由3
284	陳述書	理由3
285	陳述書	理由3
286	陳述書	理由12
287	陳述書	理由12
288	陳述書	理由12
289	陳述書	理由12
290	陳述書	理由12
291	陳述書	理由12
292	陳述書	理由12
293	週刊誌記事(アエラ)	

番号	文書名	不開示の理由 (番号14以下は、適用除外のものを除き、本文第34(7)記載のとおり、いずれも法5条6号に該当する。本欄には同号以外の理由を記載)
294	サマナ用ホームページ正大師特別寄稿	理由5
295	マイトレーヤ正大師特別寄稿	
296	第3回報告書	団体規制法5条3項に基づく被請求団体の報告書であり、被請求団体に関する情報であって本文第33(1)のとおり同団体の正当な利益を害するおそれがあり、2号イ該当。さらに、報告者の連絡先、被請求団体における役職・氏名の部分は、特定の個人に関する情報であって、1号該当(以下「理由30」という。)
297	第7回報告書	理由30
298	氏子の地位と当事者適格(宗教判例百選)	
299	陳述書	理由4
300	陳述書	理由26
301	精神疾患の診断・統計マニュアル「気分循環性障害」	
302	臨床神経医学講座 気分障害	
303	神経科ケースライブラリー 気分障害と類縁反応	
304	精神疾患の診断・統計マニュアル「大うつ病エピソード」	
305	プライマリケアのためのうつ病診療Q&A	

### 別紙 3

文書 2 - 3のうち，下記 ないし を除いた部分

弁護士名記載欄のうち，左枠内の 2 行目の末尾から 2 文字目から末尾まで及び

5 ないし 6 行目並びに右枠内の 3 ないし 7 行目

被請求団体の印影

弁護士の自署，印影